

お知らせ ふるさと館 夏休み
フリースペース開放

問 ふるさと館
☎823-8396 FAX.823-8467

夏休み期間中、ふるさと館1階研修室をフリースペースとして開放します。勉強や交友の場として活用してください。

- 日時 7月19日(土)～8月31日(日) 13時～16時30分
※8月20日(水)、8月22日(金)は使えません。
※8月11日(月・祝)を除く毎週月曜日と8月12日(火)は休館日です。

- 場所 ふるさと館 1階 研修室
- 申し込み 不要



お知らせ カイタチャレンジカードに挑戦しよう!

問 青少年育成海田町民会議(事務局:生涯学習課)
☎823-9217 FAX.823-9256

カイタチャレンジカードを小中学校を通じて配布しています。町外の小中学校に通学している人は、織田幹雄スクエア・海田東公民館・図書館・ふるさと館でカードをもらってください。

町内で行われるイベントなどに参加したり、図書館で本を借りたりするとシールがもらえます。そのシールをカードに貼って、20枚集めると記念品がもらえます。くわしい参加内容は、カードに書かれている説明で確認してください。

対象事業にはこのマークが付いています▶



- 日時 開催中～令和8年2月28日(土)

お知らせ 国民健康保険に加入している人へ

問 住民課(役場2階)
☎823-9206 FAX.823-9627

国民健康保険に加入している人の**健康保険証の有効期限は、令和7年7月31日に満了となり、これ以降は使用できなくなります。このため、7月末に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します。**

マイナ保険証を持っている人

「資格情報のお知らせ」を送付しますので大切に保管してください。また、「資格情報のお知らせ」単体では医療機関などを受診できませんが、機械の不具合など何らかの事情でマイナ保険証が利用できない場合にマイナ保険証とセットで提示してください。

マイナ保険証を持っていない人

「資格確認書」を送付します。その資格確認書をもって医療機関などを受診してください。

お知らせ 国民健康保険限度額適用(標準負担額減額)認定証を持っている皆さんへ

問 住民課(役場2階)
☎823-9206 FAX.823-9627

現在、全国の約9割の医療機関などでは、オンラインで保険の資格情報を確認できるシステムが導入されています。システム導入済みの医療機関などでは、**マイナ保険証または資格確認書(被保険者証)の提示と本人の同意で、限度額の適用を受けることができるため、役場での申請は原則不要**です。認定証の提示をしなくても限度額までの支払いとなります。

ただし、適用区分が「オ」または「低所得者2」で、長期入院(入院日数90日超)に該当する人が食事代の減額を受けようとする場合は、申請が必要です。また、現在長期入院該当の認定証を持っている人も更新の申請が必要です。

※オンライン資格確認システムが利用できるかは事前に医療機関などへ確認してください。厚生労働省ホームページにも掲載があります。

※オンライン資格確認システムを導入していない医療機関などを受診する場合は、認定証の申請が必要です。

お知らせ 国民年金保険料の免除・猶予制度の令和7年度分の申請を受け付けます

問 住民課(役場2階) ☎823-9206 FAX.823-9627
広島南年金事務所 ☎253-7710

国民年金保険料は毎月納付する必要がありますが、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合に本人の申請によって保険料納付が免除・猶予される制度があります。

●**免除制度(全額免除・一部免除)** 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が全額または一部免除されます。

※一部免除は、減額された保険料を納付しないと未納期間となりますので注意してください。

●**納付猶予制度** 50歳未満の人で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

※学生の人は「学生納付特例制度」を利用してください。

●**審査の対象となる期間** 令和7年7月分～令和8年6月分まで

※令和7年度以前の期間についても、申請月の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除・猶予を申請できます(納付済みの月を除く)。

申請方法・申請に必要なものは日本年金機構のホームページを確認してください。



お知らせ 7月は“社会を明るくする運動”
強調月間です

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

“社会を明るくする運動”とは?

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。犯罪や非行のない地域をつくるために、一人一人が考え、参加するきっかけをつくることをめざしています。

地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

犯罪や非行をなくすために、罪を犯した人を処罰することも必要なことですが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもとても大切なことです。そのためには、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

あなたもできることから始めてみませんか

犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるため、いま何が求められているのか、自分には何ができるのかを考えてみませんか。

パネル展示を行います

“社会を明るくする運動”や“更生保護”に関するパネルを展示します。アンケートにご協力いただいた人へ、文房具をプレゼントします。(数量に限りがあります)

- 期間 7月1日(火)～7月11日(金)
- 時間 海田町役場の開庁時間に準ずる
- 場所 役場1階ロビー、1階廊下

お知らせ 精神障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の
受給者証の更新手続きが必要です

問 【精神障害者医療費支給制度】
社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627
【ひとり親家庭等医療費支給制度】
こども課(役場2階) ☎823-9227 FAX.823-9627

現在持っている受給者証の有効期限は7月31日(木)までです。8月1日(金)以降も引き続き医療費助成を受けるためには、更新手続きが必要です。対象者には6月中に更新申請書を送付しています。

※所得などの制限があります。くわしくは担当課にお問い合わせください。海田町ホームページでも確認できます。

●対象

精神障害者医療費支給制度

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人で、自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている人

ひとり親家庭等医療費支給制度

平成19年4月2日生まれ以降の児童を養育している、ひとり親家庭の父または母とその児童

お知らせ 平成30年7月豪雨災害に係る
追悼献花式および追悼献花台の設置について

問 防災課(役場3階)
☎823-9208 FAX.823-7927

平成30年7月豪雨災害から7年を迎えるにあたり、災害により犠牲となった全ての人に哀悼の誠を捧げ、災害からの復旧復興への誓いを新たにするため、献花式を行います。

また、追悼献花式にあわせ、次の日程で災害写真パネルを巡回展示します。

- 日時 7月6日(日) 10時～15時
- 場所 織田幹雄スクエア 3階 学習室
- 巡回展示期間

- ・7月6日(日)～7月11日(金) 織田幹雄スクエア
- ・7月12日(土)～7月18日(金) こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ
- ・7月19日(土)～7月25日(金) 町民センター
- ・7月26日(土)～8月1日(金) 福祉センター
- ・8月2日(土)～8月8日(金) 海田町役場

※献花台を設置している時間内は、海田町でお花を用意します。(先着順)

お知らせ サマージャンボ宝くじ販売

問 公益財団法人広島県市町村振興協会
☎223-6545 FAX.211-1882

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円(1等5億円、前後賞各1億円)!

同時発売のサマージャンボミニは、1等・前後賞合わせて5,000万円(1等3,000万円、前後賞各1,000万円)!

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。お近くの宝くじ売り場で、お買い求めください。

- 発売期間 7月11日(金)～8月11日(月・祝)
- 価格 1枚300円
- 抽選日 8月21日(木)



お知らせ 授乳スペースで搾乳もできることの
表示のお願い

問 こども課(役場2階)
☎823-9227 FAX.823-9627

役場などの町施設では、搾乳の必要のある人が授乳スペースを気兼ねなく利用できるように、搾乳もできる旨を表示しました。

授乳スペースのある施設や出産した女性が働いている職場などにおいても、可能な限り、搾乳できる旨の表示のご協力をお願いします。

二次元コードより、表示例を活用してください。

